

# 船舶事故調査報告書

令和元年5月22日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	被引浮体搭乗者負傷
発生日時	平成30年8月7日 15時56分ごろ
発生場所	三重県鳥羽市本浦漁港 前長瀬灯標から真方位148°580m付近 (概位 北緯34°26.7' 東経136°53.4')
事故の概要	水上オートバイ カイオーガは、浮体をえい航して遊走中、浮体が養殖筏に接触し、浮体の搭乗者2人が負傷した。
事故調査の経過	平成30年8月20日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ カイオーガ、0.1トン
船舶番号、船舶所有者等	240-58997三重、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 2人（浮体の搭乗者）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、搭乗者2人（以下「搭乗者A」及び「搭乗者B」という。）が乗った「トーイングチューブと称する浮体」（以下「本件浮体」という。）をロープでえい航しながら、本浦漁港内を反時計回りに、約60km/hの速力（対地速力、以下同じ。）で遊走していた。 本船は、養殖筏に接近している状況で、船長が左に急旋回したところ、本件浮体が遠心力により右方に振られて同筏に接触し、搭乗者Aが環軸関接亜脱臼及び左膝挫創を、搭乗者Bが頸椎挫傷及び頭部挫傷をそれぞれ負った。
分析	本船は、本件浮体をえい航中、養殖筏に接近している状況下、船長が約60km/hの速力で遊走しながら左に旋回したことから、本件浮体が遠心力により右方に振られて同筏に接触し、搭乗者A及び搭乗者Bが負傷したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、本件浮体をえい航中、養殖筏に接近している状況下、船長が約60km/hの速力で遊走しながら左に旋回したため、本件浮体が遠心力により右方に振られて同筏に接触したことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・トーイングチューブをえい航して旋回する場合、トーイングチュ

	一ツが遠心力によって外側に振られることを考慮し、周囲の障害物から距離をとるとともに、十分に減速すること。
--	--